

富田浜公園利用上の注意

本施設は、公共の施設となっておりますので、施設利用の際はマナーやモラルをお守り頂くと共に、周辺施設や地域住民の皆様へご配慮頂けます様、宜しくお願い致します。

【共通事項】

- ◆公園利用時間は午前 9:00～午後 22:00(ナイター設備はありません。)
→富田浜公園グラウンドの使用は午前 9:00～午後 19:00
- ◆毎月第3月曜日は休館日になります。(月曜日が祝日の場合は次の平日が代替え日になります)
- ◆毎週月曜日(平日のみ)は町民への無料開放日となります。
午前中は高齢者対象
16:00~18:00 2時間は新富町内の小中学生
ただし有償の利用予約が入った場合は有償を優先する。
- ◆施設の一般予約は、**利用したい月の 2 ヶ月前より予約が可能**となります。
- ◆**施設使用料**は、使用許可明細(計算)表に基づき作成された請求書の金額を、**利用日の翌日より起算し、10 日以内に指定口座へお振り込み**下さい。[施設内での現金決済は出来ません] ◆当日に追加利用をする場合は、所定の予約手順に従い、速やかに使用許可申請書をメールでご提出下さい。[土日祝日の場合は、翌営業日に使用許可書、並びに請求書発行となります]
- ◆施設の**予約変更や利用中止**については、**利用日の 14 日前までに申請・承認**が必要となりますので、速やかにお手続き下さい。
- ◆施設の**利用時間には準備・後片付け、及び次の時間に利用される方との入替時間を含みます**。次に利用される方々へのご配慮をお願い致します。
- ◆敷地内は**全面禁煙**となっております。施設内火気の使用も禁止と致します。
- ◆施設内での施設の責によらない怪我や事故、盗難等については責任を負いかねます。荷物の管理は利用者の責任において行って下さい。
- ◆施設備品の準備及び後片付けは、施設係員の指示に従い、利用者自身で行って下さい。
- ◆**施設や備品を破損等**してしまった場合は、速やかに**事務所へお申し出**ください。
- ◆未成年者のみでの施設利用は出来ません。必ず保護者又は指導者同伴のもとご利用下さい。◆**ゴミ**(弁当ガラ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、テーピングかす、紙くず、紙おむつ等)は**各自でお持ち帰り**頂き、施設の美化にご協力ください。
- ◆ペットを連れての来場はご遠慮下さい。
- ◆施設利用に問題のあった利用者について、以後の利用をお断りする場合がございます。

【ウォーミングアップエリア】

- ◆プール側ウォーミングアップエリアについては**スパイクは使用禁止**になります。
- ◆フィールド横ウォーミングアップエリアについては芝生の状況を見て使用部分を制限する場合があります。
- ◆ウォーミングアップエリア内では水分補給を除き、飲食(飴やガム、チューイングキャンデー等を含む)は禁止とします。

富田浜公園グラウンド 利用上の注意

- ◆**横断幕等を結ぶ場所がないため掲載不可になります。**
- ◆ウォーミングアップエリアを除き、ボールの使用はご遠慮下さい。ウォーミングアップエリアでボールを使用する際は、各自の責任において使用して下さい。
- ◆ゴールには必ず**ゴールウエイトを設置して利用**して下さい。その際、**ゴールネットにゴールウエイトのフックが引っ掛からないよう**ご注意ください。
- ◆ゴールを動かして使用する場合、必ず元の位置にお戻し下さい。

【駐車場・駐輪場】

- ◆駐車台数には限りがあります。特に土日祝日での大会等で利用する場合は、乗り合わせで来場 頂くなどご配慮下さい。
- ◆グラウンド近くの駐車場は介助が必要な方の乗降、又は荷物の搬入出の際に一時的に停車するスペースとなりますので、長時間の駐停車はご遠慮下さい。
- ◆駐車場内での事故やトラブル等については、一切責任を負いません。
- ◆当施設利用者の周辺の一般道路や周辺施設駐車場への駐停車、区画外への駐車は固く禁止致します。

【その他】

- ◆許可なく物品や飲食物等の販売、陳列及び広告類を配布する行為は禁止致します。
- ◆許可なく募金活動や勧誘活動をする行為は禁止致します。
- ◆施設で発生した**忘れ物**や、**落とし物の保管期間は1ヶ月間**です。保管期間を過ぎたものは順次 処分させていただきます。

【日程等の変更・キャンセル】

- ◆利用者の都合によりキャンセルする場合、様式第 5 号「富田浜公園グラウンド使用きよか取消承認申請書」により、利用日の 14 日前までに申請・承認があった場合は、キャンセル

料は発生致しません。但し 14 日前を過ぎてのキャンセルの場合、グラウンド使用料の 10 分の 5 のキャンセル料が発生致します。

◆利用者の都合により予約内容を変更する場合、様式第 3 号「富田浜公園グラウンド使用許可変更承認申請書」により、利用日の 14 日前までに申請をお願い致します。変更承認に伴い 利用料金等に変更が生じた場合で、且つ既にお振込み頂いていた場合は、その差額分について 還付、又は追加請求致します。[未納付の場合は請求書を出し直します]

◆連絡ナシで利用されなかった場合、利用料の還付は致しかねます。

◆荒天時や自然災害等で、施設管理者が施設利用不可若しくは臨時休館となった場合、事前にお支払い頂いた利用料等は還付致します。